

組織変更公告

本所は、令和2年12月29日開催の臨時会員総会において、会員商品取引所から株式会社商品取引所に組織変更することを決議したので、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第124条第2項及び第3項の規定に基づき公告します。

組織変更の効力発生日は、令和3年4月1日又は商品先物取引法第132条第1項の規定に基づく組織変更に係る農林水産大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日となります。

この組織変更に関する異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和3年1月12日

大阪市西区阿波座一丁目10番14号
大阪堂島商品取引所
理事長 岡本 安明